



山鹿市告示第 16 号

山鹿市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年7月27日規則第20号）第2条の規定により、特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定を更新したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の30第2項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の37の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月16日

山鹿市長 早 田 順



- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人 宥明会
 - (2) 主たる事務所の所在地 山鹿市中619番地の3
- 2 事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称 もくせい学園相談支援センター
 - (2) 所在地 山鹿市中619番地の3
- 3 指定更新日 令和7年10月1日
- 4 事業の種類及び事業所番号
 - ① 特定相談支援事業 4330500036
 - ② 障害児相談支援事業 4370500060
- 5 事業の主たる対象者 知的障害者 障害児